



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

# 18歳未満のアルバイトを雇用するときの注意点

年末年始など、冬休みに高校生等の学生アルバイトを雇う機会も増える時期ですが、18歳未満の年少者については、労働時間について18歳以上の労働者とは異なる取り扱いがあるので注意が必要です。今回のあおぞらレターは、18歳未満の年少者を雇用するときの注意点についてご案内します。



## 18歳未満に残業命じられるか

### 週44時間の特例事業

法定枠内なら可能では

**問** アルバイトを募集したところ、18歳未満の応募がありました。売店なので、1週44時間まで就労可能かどうか。【東京・P社】

### 週40時間以上は変形制を

**答** 週40時間以上は変形制を  
①1カ月単位変形労働時間制(第32条の2)  
②フレックスタイム制(第32条の3)  
③1年単位変形労働時間制(第32条の4)  
④1週間単位非定型的変形労働時間制(第32条の5)  
⑤時間外・休日労働協定(第36条)

◆満18歳未満の年少者の労働時間は……

<原則>

1日8時間かつ1週40時間以内

！注意！

- 法定時間外労働不可
- 休日労働不可
- 深夜労働不可

⑥法定労働時間・休憩時間に関する特例規定(第40条)ただし、1カ月・1年単位変形労働時間制に限っては、満15歳以上で満18歳に満たない者について「1週48時間以下で、1日8時間を超えない範囲内で働かせる」ことができます(労基法第60条第3項)。つまり、1週6日、8時間勤務の週を設けることも可能ですが、同じ変形労働時間制でも1日9時間、週5日勤務制は採用できません。通常の労働時間制を採用する場合、1日8時間、1週40時間(同第32条)が労働時間の上限となります。一般に「年少者に残

<例外1> 次の場合には、中学校卒業以上満18歳未満の年少者でも一定の範囲で原則の時間を超える労働が可能

- ①●1ヶ月または1年単位の変形労働時間制を採用している かつ
- 1日の労働時間は8時間以内

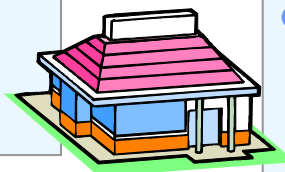
1週48時間まで可能

- ②●1週のうち1日の労働時間を4時間以下に短縮している かつ
- 1週の労働時間は40時間以内

1日10時間まで可能

<例外2> 次の場合は深夜労働が可能

- 16歳以上の男性である かつ
- 交代制で使用している場合



## 労基

業を命じることはできない」といいますが、36協定による時間延長が認められないだけで、非常災害時の時間外労働(第33条)、法内残業に関する制限は設けられています。商業、映画・演劇業、映画製作を除く、保健衛生業、接客娯楽業で規模10人未満の事業場については、労働時間の特例として1週44時間、1日8時間制が認められています(労基法第25条の2第1項)。これは、労基法第40条を根拠とする特例で、年少者に対する適用が認められない規定(前記の①から⑥)のうち⑥に該当します。年少者が特例事業場で働く場合も、原則として1週40時間、1日8時間を超えて働かせることはできません。1週40時間を超える勤務に従事させたいのであれば、1カ月に取まるように勤務制を組む必要があります。

- ◆その他の注意点
- 年齢確認のために、住民票等の戸籍証明書を事業場に備え付ける必要があります。
- 賃金は労働者本人に支払わなければなりません。親であっても労働者の代わりに受け取ることはできません。(振込先に注意しましょう)

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277